

# 南相馬市議会基本条例(素案)への意見募集について

南相馬市議会では、市議会の基本理念や市議会のあるべき姿・進むべき方向について定める「議会基本条例(素案)」を取りまとめました。市民の皆さんの意見を募集します。

## ① 期間

令和元年12月5日(木)～12月19日(木)の15日間

## ② 閲覧場所

市議会事務局、市ホームページ(議会事務局)、市内生涯学習センターほか

## ③ 対象

市内在住、在勤、在学の方

## ④ 応募先

任意様式に住所、氏名、電話番号を記入し、〒975-8686

南相馬市原町区本町2丁目27番地

南相馬市議会事務局

FAX 0244-24-6020

メール [gikai@city.minamisoma.lg.jp](mailto:gikai@city.minamisoma.lg.jp)



## 南相馬市議会基本条例(素案)概要

### 前文

大震災と原子力災害からの再興を指し、議会基本条例の制定の趣旨と市民の負託に的確に 대응していく議会の在り方を常に追求し、市民全体の幸福と市民に開かれた議会に向け更なる取組みを推進する決意を述べています。

### 第1章 総則(第1条―第3条)

基本条例の目的や理念など、議会が目指す基本方針を明らかにしています。

### 第2章 議会及び議員の活動原則(第4条―第8条)

議会や議員の役割、活動原則、政治倫理など、議会や議員が担う役割とそれを果たすために活動する際の原則などを定めています。

### 第3章 議会運営(第9条―第13条)

議会を運営するうえでの原則と、積極的な政策立案や政策提言に取組む議会の意思などを定めています。

### 第4章 市民と議会との関係(第14条―第16条)

市民に開かれた議会を実現するため、参考人の制度等を積極的に活用するとともに、市民からの情報収集や市

民への情報提供を現状に捉われることなく、最も効果的な方法を検証し、導入する姿勢などを定めています。

### 第5章 議会と市長等との関係(第17条・第18条)

議会と市長等が互いに緊張感を持ち、役割を尊重しながら共通の目的である市民福祉の向上と市政の進展に取り組み基本的な姿勢などを定めています。

### 第6章 議会の災害対応(第19条)

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓などを踏まえ、大規模災害等発生時における議会の体制整備、議会、議員の役割を定めています。

### 第7章 体制整備(第20条―第23条)

議会や議員が有する機能を強化するため、学識経験者等の活用や議会事務局の強化、議会図書室の充実などを定めています。

### 第8章 補足(第24条・第25条)

条例の検証、見直し等を定めています。